

郡上市公共施設照明LED 化事業
募集要項

令和 8 年 8 月

郡上市

目次

1. 募集要項の概要	1
2. 事業内容に関する事項	1
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	4
4. 募集に関する手続等	6
5. 優先交渉権者の選定	11
6. 応募に関する条件	11
7. 事業契約に関する事項	13
8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項	14
9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
10. 金融機関等と市との協議	15
11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15

1. 募集要項の概要

郡上市(以下「市」という。)は、郡上市公共施設照明 LED 化事業(以下「本事業」という。)を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下「PFI 法」という。)に基づく事業(以下「PFI 事業」という。)として実施するため、令和8年6月19日に公表した「郡上市公共施設照明LED 化事業実施方針」(以下「実施方針」という。)及び実施方針に対する意見・質問を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認め、令和8年8月5日にPFI 法第7条の規定により本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)は、本募集要項と一体のものとする。なお、本募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

2. 事業内容に関する事項

1) 事業名称

郡上市公共施設照明 LED 化事業

2) 公共施設の種類等

庁舎施設	1 施設 (561台)
福祉施設	1 施設 (379台)
観光施設	1 施設 (243台)
教育施設	8 施設 (2,219台)
医療関連施設	2 施設 (6,050台)
計	13 施設 (9,452台)

・施設の種類の詳細は、別紙1を参照

3) 公共施設の管理者の名称

郡上市長 山川 弘保

4) 事業の目的

近年、世界的に地球温暖化の影響が顕在化する中、我が国においても温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進が重要な課題となっている。加えて、一般照明用蛍光灯につ

いては製造中止が決定されており、水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を踏まえ、製造及び輸出入が段階的に禁止されることから、既存照明設備の更新が喫緊の課題となっている。

市においては、令和3年に2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す旨を表明し、「脱炭素社会郡上」の実現に向けた取組を推進している。こうした背景のもと、公共施設における二酸化炭素排出量の削減及び設備の省エネルギー化・長寿命化を図るため、環境負荷の低減と維持管理の効率化に資するLED照明への転換を進めているところである。

本事業は、既設照明設備のLED化にあたり、資金調達、設計、施工、維持管理等を民間事業者のノウハウを活用して一体的に実施することで、長期にわたり良好な施設環境を維持するとともに、ライフサイクルコストの縮減及びサービス水準の確保を図ることを目的とする。

本事業は、「脱炭素社会郡上」の実現に向けた具体的な施策の一つとして位置付けられるものであり、地域の実情に即した持続可能なまちづくり及び環境と経済の好循環の創出に寄与するものである。

5) 事業方式

本事業は、PFI 法第8条第1項の規定に基づき市が選定した事業者が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する BTO 方式 (Build Transfer and Operate) により実施する。

6) 業務範囲

本業務において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 調査業務

ア 現地調査

- ・ 既設照明灯の位置の調査 (所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査)
- ・ 既設照明灯の設備の調査 (灯具の種類等の設備内容調査)

イ 電力契約照合等

- ・ 既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・ 電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

② 照明灯管理データベースの構築・データ更新

ア 照明灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる管理データベース構築

イ 事業期間中に市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わるデータのデータベースへの反映及び地図データの定期更新等の作業

ウ 前項により作成された最新の管理データベースの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は電子的媒体 (CD-ROM 等) でも可とする。

③ 設計・施工計画・施工管理業務

ア LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理

イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理の実施

イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品を項目ごとにリサイクルの具体的な方法について実施

⑤ 維持管理業務

ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。

イ 事業者は、照明灯に関する市からの移動連絡（新設・撤去・移設等）を受け付け、これに基づき管理データベースを更新する。また、前項の修繕結果についても同様とする。

ウ 本業務委託以前に設置した既設のLED 設備についても、管理データベースに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。

エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前9時から午後5時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。

オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は市が負担することとする。

・事業者が費用を負担する場合

- a 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた損害
- b 設備の製品としての不具合による故障

・市が費用を負担する場合

- a 市ないし清掃など市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
- c 戦争・暴動・変乱による損害
- d その他、上記以外で、事業者の責に因らない損害

カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を市に提示する。ただし、光熱費単価の変動を考慮する。

イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

7) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定する。

日程	内容
令和8年8月5日（水）	特定事業の選定・公表
令和8年8月5日（水）	募集公告、募集要項等の公表
令和8年8月25日（火）	募集要項等に関する質問受付期限
令和8年8月31日（火）	募集要項等に関する質問・回答公表
令和8年9月9日（水）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和8年9月15日（火）	資格審査結果の通知
令和8年9月28日（月）	事業提案書等の受付期限
令和8年10月9日（金）	審査
令和8年10月中旬	優先交渉者の決定及び公表
令和8年10月下旬	基本協定書締結
令和8年10月下旬	仮契約締結
令和8年12月上旬	本契約締結
令和8年12月下旬～ 令和11年3月	整備期間（調査・設計・施工）
令和11年4月～令和21年3月	維持管理期間
令和21年3月31日	事業終了

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

1) 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定に当たっては、民間事業者が本募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、市が要求する要求水準及び事業目的を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する。

2) 参加資格要件

(1) 参加者の定義

- ① 単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とし、PFI事業BTO方式の実績を有する事業者又はグループ構成員のうち1人以上が実績を有すること。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う郡上市内に本店を置く事業者を代表者として1社選定し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ 応募者は、平成28年4月1日以降に官公庁が発注した照明設備関連（施工に限らず設計等も含む）の受託実績を有し、特定建設業許可を有する市内に本店又は支店を置く事業者を代表工事事業者とし、構成員として1人以上参画させること。
- ⑤ 応募者は、応募を含むそれ以後の提案に係る諸手続き及び契約に係る諸手続きを行う。
- ⑥ 単独応募者、代表企業及び構成企業は郡上市入札参加資格者を有すること。
- ⑦ 応募者は、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社を設立すること。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。
- ③ 提出日から本業務の実施者が特定されるまでの間、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）に該当しない者であること。
- ⑤ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑥ 単独応募者あるいは応募者グループの代表企業及び構成企業のいずれかが、他の応募者グループの代表企業、構成企業又は協力企業として参加していないこと。

(3) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。
ア 事業役割…市の対応窓口となり契約諸手続きを行い、遂行の責を負う。

- イ 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。
- ウ 施工役割…施工・施工管理に関する業務を全て実施すること。
- エ 維持管理役割…設備の修繕に関する業務を全て実施すること。
- オ その他役割…上記アからエまで以外の、金融、照明等管理データベース構築及びデータ更新管理、その他照明灯設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

- ② 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証することができる者であること。
- ③ 施工役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、又はこれに類する許可を受けた者であること。なお、施工役割を担う者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者を選任すること。
- ④ 各種役割について市内の事業者を積極的・優先的に活用すること。

4. 募集に関する手続等

1) 募集要項の配布

募集要項は、市のホームページにて公表する。

2) 募集要項に対する質問受付・回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問は、質問書(様式第 1 号)を使用すること。なお、受付は、以下に示す電子メールのみとし、電話、FAX 及び持参等は不可とする。電子メールの件名は、「郡上市公共施設照明 LED 化事業に係る質問書」とすること。

宛先：郡上市総務部契約管財課

E - mail : keiyaku@city.gujo.lg.jp

(2) 受付期間

令和 8 年 8 月 5 日から 8 月 25 日午後 5 時まで【必着】

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和 8 年 8 月 31 日に市のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送する。なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後4時30分までとし、郵送の場合は、必ず配達記録が記録される方法で発送すること。

(1) 受付期間

令和8年8月5日から9月9日午後5時まで【必着】

(2) 受付場所

郡上市総務部契約管財課

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228 番地

(3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

※グループで参加の場合、③～⑩については、構成員ごとに提出すること。

① 参加表明書(様式第3号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

② グループ構成表(様式第4号)

応募者の構成員又は協力企業を明らかにし、各々の役割分担(業務役割、設計役割、施工役割、その他役割(分担名を記載のこと。))を明確にすること。

③ 法人等役員名簿(様式第5号)

応募者は、その構成員又は協力企業を含む全ての者の役員情報を漏れることなく記載すること。

④ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

⑤ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたもの。

⑥ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑦ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

⑧ 会社概要

- ア 会社概要(様式第 6 号の 1)
- イ 企業状況表(様式第 6 号の 2)

⑨ 特定建設業の許可証明書

建設業法第 3 条第 1 項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

⑩ 関連事業実績一覧(様式第 7 号)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、PFI 事業、ESCO 事業や有償の省エネルギー診断を含めることができる。

- ア 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
- イ 発注者：発注者名を記載すること。
- ウ 受注形態：単独又はグループの別を記載すること。
- エ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。(千円単位)
- オ 契約年月日：契約締結日を記載すること。
- カ 事業期間：契約始期及び終期を記載すること。
- キ 施設概要：施設の主な用途、規模を記載すること。
- ク 対象設備：対象機器を記載すること。
- ケ 事業手法：PFI、ESCO、省エネ診断等を記載すること。
- コ エネルギー計測・検証の有無：事業で計測・検証有無について記載する。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 15 日(火)に市から応募者(代表者)へメールにより通知する。また、資格が確認された応募者(代表者)には、併せて提案要請書及び以下の配布資料をメールする。

- ① 各施設の照明器具の仕様・台数・稼働時間・総合単価一覧データ
- ② その他

(5) 事業提案書等の受付

提案要請書を通知された応募者は、市が提供する配布資料を基に、提案書を作成し、持参または郵送する。

なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、郵送の場合は、必ず配達記録が記録される方法で発送すること。

① 受付期間

令和 8 年 8 月 5 日(水)から 9 月 28 日(月)午後 5 時まで【必着】

② 受付場所

郡上市総務部契約管財課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

③ 提出書類

提案者は、以下に示す提案提出書類・作成要領によるものとし、次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 8 部(正 1 部、副 7 部)提出すること。

ア 提案書提出届(様式第 9 号)

イ 提案総括表(様式第 10 号の 1 及び第 10 号の 2)

提案の全体概要及び全体費用を記載すること。また、LED 化されることによる各施設の光熱費削減額についても算出すること。

ウ 資金計画表(様式第 11 号の 1 から第 11 号の 3 まで)

a 事業者収支計画書(様式第 11 号の 1)

事業契約期間中の事業者収支(事業者分)について記載すること。(用紙は A3 版横書き)

b 資金計画書(様式第 11 号の 2)

外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法について記載すること。

c 整備費等内訳(様式第 11 号の 3)

初期投資に係る費用及び維持管理費を記載の上、内訳を添付すること。

エ 現地調査及び電力契約の調査に関する提案書(様式第 12 号)

現地調査及び電力契約の調査について記載すること。

オ 使用機器提案書(様式第 13 号)

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明及び数値的根拠について記載すること。

カ 施工計画・施工内容等に関する提案書(様式第 14 号)

施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、市内事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法や管理データベースの構築について記載すること。

キ 維持管理等提案書(様式第 15 号)

設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点、管理データベースの管理項目や更新頻度、緊急時の対応、市内事業者の活用方法で工夫している点があれば記載すること。

ク 環境への配慮・事業検証報告に関する提案書(様式第 16 号)

廃棄物の処理方法や分別方法など環境への配慮に関する事項、事業検証報告についての測定や検証方法などについて記載すること。

ケ 事業の目的及びその他市の状況を考慮した提案書(様式第 17 号)

本事業を通じて、市内事業者の活用や市内経済効果など、地域にどのような貢献が出来るか定量的・定性的かつ具体的に示すこと。

④ 作成要領

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントはMS明朝体 11 ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等提案者を特定できる表示を一切付してはならない。

提案書提出届(様式第9号)により提出書類の構成を示した上で各様式の1頁目にインデックスをそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

- ⑤ 本募集要項、要求水準書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。
- ⑥ LED 灯具以外に実施する上で必要な設備追加及び工事が出てきた場合、その都度市と協議し対応すること。
- ⑦ 市の計画及び想定するスケジュールに基づき調査、工事等を遂行できること。
- ⑧ 市内経済への貢献度については、具体的な提案を行うこと。
- ⑨ 工事期間内に工事が未完となった場合、照明灯工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- ⑩ その他、本募集要項及び要求水準書に定めることのほか、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ⑪ エネルギーに関する換算値

CO₂ 排出量削減等の試算にあたっては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数	備考
電気	0.423kg-CO ₂ /kWh)	環境省・経済産業省公表 令和6年度実績 全国平均排出係数 参照

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第8号)を1部、郡上市契約管財課に持参又は郵送(必着)で提出すること。

(7) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、必要に応じて募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

5. 優先交渉権者の選定

1) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者決定方法の詳細は、郡上市公共施設照明 LED 化事業審査基準書による。

2) 選定方法

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定にあたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、郡上市公共施設照明 LED 化事業公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)における審議を経て優先交渉権者を選定する。

3) 審査方法

審査委員会において提案内容(プレゼンテーションにおける説明等を含む)を総合的に評価、最も評価が高い事業者を最優先交渉権者とする。また、2 番目に評価が高い事業者を次点交渉権者とする。なお、審査委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、別途、提示する。

4) 結果の公表

市は、優先交渉権者を選定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページにより公表する。

5) 優先交渉権の無効及び取り消し

市は、選定された優先交渉権者が事業契約締結までに、募集要項に定める参加資格を喪失したときは、優先的交渉権を取り消す場合がある。

6) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

6. 応募に関する条件

1) 市の支払いに関する事項

市は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に規定する債務負担行為及び当該年度予算に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価(以下、「サービス購入費」という。)を事業者に対して支払う。

市が事業者に支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務等から構成される。

市は、事業者に支払うサービス購入費については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書によること。

2) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。

1,281,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3) 募集の中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむ得ない理由があるときは、募集期限を延期し、又は中止することがある。

4) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

5) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

7) 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

9) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

10) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市との協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

11) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

12) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

13) PFI 事業に係る財政措置

本事業は、PFI 事業に係る地方財政措置の活用を前提としているため、その趣旨に沿った提案を行うこと。

7. 事業契約に関する事項

1) 基本協定の締結

優先交渉権者選定後、市と事業者は速やかに基本協定を締結する。

2) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために 100 分の 10 以上を納付することとする。なお、郡上市契約規則第31 条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

3) 特別目的会社(SPC)の設立

優先交渉権者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立することとする。市は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を実施し、協議内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとする。また、SPC は仮契約締結までに設立することを要する。

4) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者と事業契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。なお、この仮契約は、郡上市議会の議決を得て本契約となる。

8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書類及び事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2) 事業期間中の市と事業者の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において実施される。また、市は適宜、事業実施状況の確認を行う。
- (2) 原則として市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- (3) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意を持って協議する。

3) 業務実施状況の報告

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を市に報告し、市の確認又は承諾を受けなければならない。

4) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保するためモニタリングを行う。モニタリングの詳細については要求水準書を参照すること。

5) 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、市と事業者における適切なリスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

3) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、市は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。市の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、市は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、市は事業契約を終了し、新たに事業者の選定を行う。

4) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、市は事業者が被る損害を賠償する。

5) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

市及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

10. 金融機関等と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない

3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、協力を行う。

別紙 1

No.	施設区分	施設名称	管理部署
1	庁舎施設	大和庁舎	大和振興事務所 振興課
2	福祉施設	大和保健福祉センターやまつつじ	健康福祉部 健康課
3	観光施設	ホテル積翠園	産業観光部 観光課
4	教育施設	郡上八幡総合運動場	教育委員会 生涯学習課
5	教育施設	やまと総合センター	教育委員会 生涯学習課
6	教育施設	白鳥ふれあい創造館	白鳥振興事務所 振興課
7	教育施設	郡上市図書館本館	教育委員会 生涯学習課
8	教育施設	総合運動広場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
9	教育施設	市民球場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
10	教育施設	テニスコート（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
11	教育施設	相撲場（合併記念公園）	教育委員会 生涯学習課
12	医療関連施設	郡上市民病院	郡上市民病院 事務局総務課
13	医療関連施設	国保白鳥病院	国保白鳥病院 事務局総務課